

○議長（岡 弘悟君）順番4、10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問、1項目めとしまして、有権者が投票しやすい環境づくりを、についてお聞きいたします。

公職選挙法が改正されたことにより、昨年夏の参議院選において、各自治体は投票率向上のためさまざまな取り組みをされております。例えば、期日前投票所を駅構内や商業施設、高校、大学などの学校施設に設置することで、これまで投票日当日に仕事や用事で投票所に足を運びにくかった人にとっても気軽に投票できるようになり、投票率の向上につながっております。

また、高齢者など交通弱者の投票を手助けしようと、島根県浜田市や大阪府千早赤阪村などでは車両内に記載台と投票箱を備えつけた移動期日前投票所の運用を開始しました。

そこで、本市では投票率向上のためにどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

次に、2項目めとしまして、発達につまずきのある子どもの早期発見について、お聞きいたします。

発達につまずきのある子どもにおいては、早期に専門家の支援や治療を受けることで社会性の発達が改善するとされています。また、保護者が子どもの現状を理解することで、より適切な姿勢で子どもに接することが可能になります。そのためにも、より早期により確実な診断を受けることができる環境整備が極

めて重要になります。

しかしながら、経験豊かな専門家であっても子どもの発達を正しく評価することは難しいと言われております。また、専門医の不足も広く指摘されているところであります。

そこで、本市において、発達につまずきのある子どもをどのように早期発見、早期支援しているのか、また、客観的に発達につまずきのある子どもを早期発見できる社会性発達評価装置の導入について、お伺いいたします。

以上のことをお聞きしまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君の質問項目1、有権者が投票しやすい環境づくりに対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（高田候男君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）有権者が投票しやすい環境づくりをとのご質問にお答えします。

まず、昨年7月10日に行われました参議院議員通常選挙での選挙区における投票率につきましては、全国で54.70%、和歌山県全体で55.29%、橋本市で56.45%となっており、若干ではありますが、本市の投票率が全国及び和歌山県全体の投票率を上回っている結果となっています。

選挙時に行っている具体的な啓発活動につきましては、市内大型スーパー4店舗においてポケットティッシュを配布するとともに、店内放送による投票の呼びかけや、公用車、コミュニティバス、市民病院送迎バスでのマグネット板による啓発、広報車、防災行政無

線、ホームページを利用したの啓発、庁舎内への選挙啓発ポスターの貼付、FMはしもとによる投票の呼びかけ、棄権防止チラシの新聞折り込み並びに各地区公民館への備え置き、のぼりや懸垂幕の設置、動画の配信等を行っております。また、若年層に対し、選挙に関心を持ってもらう対策として、市内高校の協力を得て、スーパーでのティッシュ配りに高校生も参加してもらうことや、期日前投票所立会人として20代の若者に協力をいただくなどの取り組みをしています。さらに、一昨年、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、18歳、19歳の有権者向けの新たな啓発用のぼりを作成し、市内高校やスーパー、コンビニ等に設置をお願いしたところです。

選挙管理委員会としましては、今後とも各選挙におけるさらなる投票率向上を図るための取り組みを検討してまいりたいと考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君、再質問ありますか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

それでは、ご答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目の、有権者が投票しやすい環境づくりについてであります。あくまでも投票日に投票ができることが理想ではありませんが、やはりいろんな生活実態もありまして、日曜日に休みがとれない方も多いですし、用事がある方も多いですので、期日前投票というのがあると思います。

昨年、先ほどもありましたように、参議院選挙から選挙権の年齢が18歳に引き下げられたということでありまして、すごく注目を浴びたことではあります。ちなみにその18歳、19歳の投票率というのは、前回の部分、どのようになったのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）昨年7月10日執行の参議院議員通常選挙における18歳、19歳の投票率についてでございます。この参議院選挙の選挙区の選挙についての投票率についてお答えします。

まず、18歳の投票率でございますが、橋本市では57.33%、和歌山県全体で45.96%、そして、全国平均では51.28%ございました。

次に、19歳の投票率でございますが、橋本市では45.65%、和歌山県全体で37.59%、そして、全国平均では42.30%ございました。

また、18歳、19歳の10歳代合計における投票率といたしまして、橋本市では51.58%、和歌山県全体で41.81%、そして、全国平均では46.78%でございます。

このことから、本市における10代の投票率は、18歳、19歳、そして、18歳と19歳の10歳代合計の三点全てにおいて、和歌山県全体及び全国平均を上回ったものとなりました。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）全国よりも和歌山県よりも橋本市、全て18歳、19歳は投票率が上回ったということで、選挙管理委員会のほうでもいろいろと努力をしていただいた結果だと思っております。特に18歳の方の投票率が57.3%ということで、全体の橋本市の投票率よりも上がっておるということでもあります。やはり、早いうちからいろいろと啓発をしていくことというのがすごく大事ではないかなと思っております。やはり、18歳に引き下げられたということが注目を浴びて、それが関心につながったというふうなことだと思いますから、選挙に行ってもらうためにどういった関心を持ってもらうかということにいろいろと取り組んでいかないといけないのではないかなというふ

うに思います。

今ご答弁いただいたいろいろの取り組みは、現在、今まで行われた内容であると思いますけれども、今この時点で次の選挙に対してこういうことをやってみたいなというようなことがもしありましたら、教えていただければと思います。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）先ほど壇上で申し上げました取り組みにつきまして、前回、参議院議員選挙で18歳に引き下げられたというところで、新たに取り組みをさせていただいたものも何点か含まれております。それで、その分をまだずっと今後も継続していきたいというところもありますし、今後新たに、また投票率の向上のために、また新たな方策も考えていきたいとは考えております。

具体的に申し上げるといところなんですけども、今は、何点かは実際考えておるんですけども、ちょっとまだ最終、選挙管理委員会の中でまだ決まっておられませんので、もうしばらくお待ちいただけたらありがたいです。今回はちょっと申し上げにくい。今考えておるのはあります。私の中でも何点かありますので、申しわけないですが、よろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。いろいろとお考えいただいておりますので、それに向けて取り組んでいただければと思うんですが、その一つが今回、私、一般質問させていただいた一つのきっかけではないかなとも思います。

ご答弁の中になかったんですが、私の質問の中にありました期日前投票所のいわば増設、いわゆる商業施設とかそういうところに設置

するというのは前からもお話はありましたが、今現在どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）期日前投票所の増設につきましては、去年、9番議員さんのほうからもご質問いただいたと思うんです。あのときは高校での期日前ということやったと思いますが、まず、期日前投票所の増設につきましては、前回の9番議員のときとダブるところもあるかもわかりませんが、答弁のほうをさせていただきます。

期日前投票所を駅構内とか商業施設、高校、大学などの学校施設等に設置することにつきましては、二重投票防止のために各施設におけるネットワークの構築が必要不可欠であり、投票管理者、投票立会人、事務従事職員の増員配置や投票所設備、投票箱等の警備体制等、期日前投票期間中の万全な管理体制を整えるため、さらなる経費が必要となるため、財政状況の厳しい現状におきましては難しいものと考えております。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

中身についてはもう少し、後で、次のもう一つ挙げてありました移動の期日前投票所とかぶるところもありますんで、そのあたり移動式といいますか、移動しての期日前投票所の設置というのはいかがお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）ご質問いただきました、最初の質問にもありました移動期日前投票所についてでございます。この移動期日前投票所の運用につきましては、現時点では詳細に調査はしておりませんが、深く検討するには今のところ至っておりませんが、確かに経費等もさほどかからず、高齢

者など交通弱者の投票の手助けとなることから、投票環境の向上の観点からも有益な制度であると考えております。

しかしながら、その他の課題等も今は見えていない状況でありますので、今後、先進地の事例等を調査し、研究してまいりたいと考えますが、現時点においては投票管理者、投票立会人の選任並びに選挙管理委員会事務職員の増員配置が必要となるため、難しいものと考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

それでは、その期日前投票所の増設について、一つ一つちょっとお聞きしたいと思えます。

その前に、実際に移動期日前投票所を前回、今年度の4月に導入しました千早赤阪村のほうに私も行ってまいりました。担当者の方からお話を聞いたんですが、平成29年4月の村議会議員選挙から、ワゴン車に投票箱を置いて巡回して、移動の期日前投票所を行ったわけなんですけど、その結果が出ておまして、投票率が前回の平成25年度は68.75%だったのが、今回、平成29年の選挙では69.93%。約1%押し上げておるということであります。

さらに、期日前投票数ですが、前回、平成25年は709票でありましたが、今回、平成29年、998票。289票が増加したということでもあります。

人口も全然違いますから、千早赤阪村でありますので、やはりこの増えた分というのは、1%ですけども大変大きなものがあつたのではないかなど。そういう意味では、移動の期日前投票所の有効性というのは大きいのではないかなどというふうに判断するんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）今、数字を聞かせていただきまして、1%の投票率が上がったというところでございます。その要因として、いくつかいろんな要因があるかと思いますが、その中で実際、前回と今回やられた違いというのの一つが、その移動期日前投票所やというところで、確かにこの効果は大きかったものであろうかというふうには考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）効果は少なからずといえますか、あつたということでもあります。劇的に変わるということではないと思いますが、ただ、やはり話題性になったということもあり、高齢者の方も投票しやすくなったということで期日前投票数が増えたということであると思えます。

先ほどネットワークのお話も出ておりました。ネットワークを構築しないと二重投票を防げないということでありましたが、担当者の方へ私もその辺を聞きまして、期日前投票所とその移動の期日前投票所をどうやりましたかというふうなんをお聞きしますと、携帯電話をお借りして、レンタルをして、やりとりをやりましたということでありました。ですので、ネットワークを組むとなると大変高額な費用がかかると思いますが、携帯電話をレンタルするというのであれば、そんなに費用がかからないんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）先ほど私、答弁させていただきましたのは、期日前投票所というところで、ある施設、例えばどこかの施設に置いた場合には、もちろんネットワークが必要であろうかと。いいますのは、投票に来られる方が多数であるため

に、やはりその辺のセキュリティーも考えた上で、今、議員おっしゃる携帯電話等ではなかなか対応が難しいものであろうと考えて、どこかの施設でされる場合はネットワークの構築が必要であると考えます。

それで、今ご質問にありましたように、移動の期日前投票所になりますと、車で移動しての投票所というところでありますので、なかなかそれに対してネットワークというのは難しいものであると思いますので、今回お示しいただいています千早赤阪村並びに一番最初に取り組まれたというふうに認識しております島根県の浜田市の二つの事例もあります。多分そちらも携帯電話かなというふうには思っておりますので、その辺、投票者の方が少ないところになりましたら、携帯電話でも対応は可能かなというふうには考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

心強いご返答をいただきまして、可能かなということでありましたので、取り組めないことはないのかなというふうに思いました。

さらに、先ほどの答弁の中に、選挙管理委員会の事務局員の増員が必要であるというふうなお話もありましたが、形態は違うかもわかりませんが、千早赤阪村では総務部の職員の方がその増員分には当たっておったということであります。本市は選挙管理委員会がありますから、事務局員でないといけないのかどうかあるとは思いますが、そのあたり、もし人員が足りないのであれば、総務部のほうから応援をもらうというようなことも可能ではないのかな。その辺のことはいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）移動式期日前投票所、車で地域を回るとい

ころにつきましては、必要な人員といたしまして、まず、期日前投票管理者が1名、それとその立会人が2名、プラス事務従事者というふうになります。そうなりまして、実際、何が起こるかわかりませんので、もちろん選挙管理委員会の事務局職員が最低1名は必要かなというふうに考えます。それプラス、いろいろ資材等も運んでいかなんというところとか、いろんな対応もしてもらわんなんというところで、プラス1名の職員が必要かと思えます。そのプラス1名につきましては、選挙管理委員会としては選挙管理委員会の職員として確保したいという思いでございます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）それは確保したい思いだから選挙管理委員会事務局員でないといけないということなのか、その辺がちょっとわからないですが、千早赤阪村のほうはその職員さんが総務部の職員がやっていたいておるということですし、例えば、この本市の期日前投票所の下のところをやる場合も、選挙管理委員会の事務局員がずっと張りつきでいらっしゃるのかな、そのときは。どうなんでしょう、いらっしゃらないときもあって、職員の方が対応してる場合もあると思うんですが、絶対に職員がいないと期日前投票所ができないものなのか。そのあたり、もし可能であれば、総務部、いろんなところから応援でも対応できるのであれば、それでもいいんじゃないのかなと。でないと、どうでしょう、商業施設とか駅とかそういうところでおるほかの他市は、事務局員がたくさんおらんかなと。それ以外の方はしてないのかなというふうに思いますので、その事務局員でないといけないというのは少し検討していただければ、もしできるのであれば、別にそうでなくていいのであれば、事務局員でなくていいのであれば可能かなと。人員に関しては可

能ではないかなというふうに思います。

ずっと選挙管理委員会のほうに張りつけというわけじゃないので、その期日前投票所、投票期間、公示になってから投票日までの期間の話ですから、そんなに費用がかかるものでもないのではないかなというふうにも思います。そのあたり、ですので、もう少し、絶対局員でないといけないというふうになってるのか、その辺の法律のこともよくわかりませんが、そのあたり検討というか、していただければと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）先ほど私、答弁させていただきましたのは私の思いでございますので、選挙管理委員会の書記発令をしていただいた方につきまして、選管職員でない方の協力を得るということは可能かと思えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）可能ではないかということでございましたので、力強い返答をいただきましたので、ぜひともこれは検討していただきたらと思うんです。というのも、やはり千早赤阪村ですが、実際に担当者の方にお聞きしましたが、連日マスコミ取材もたくさん来ておったということで、新聞社も来ておりまして、産経新聞の夕刊にもこういうふうな記事になって、今、市長のほうにも置かせてもらっていますが、期日前投票所が参りますという記事で、大きな記事を取り上げられています。私も見ましたが、夕方のテレビ番組でも取り上げられておりました、この内容を。

ですので、先ほども言いましたけど、話題にのぼることによって投票率を上げていくというのが一つ目標ではないかなというふうに

思います。ですので、いろいろな取り組みをしていかないといけないのではないかなというふうに思いますので、この移動式期日前投票というのも啓発の一つではないかなというふうに思います。もし財政が厳しいと、先ほどもおっしゃっていましたが、先ほどもありましたように、選挙の期間だけありますので、もし選挙管理委員会が厳しいというのであれば、何とかこの1週間を財政のほうで何とかカバーをしていただければなというふうに思います。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）何か話の流れから前向きの話になってきていますけれども、実際、選挙が始まりますと、本市、本庁舎のところで期日前投票所を開設しております。もちろん、そこには選管職員が常時、常時そこにはいませんけれども、すぐ対応できるように上で待機しております。それと、途中で交代したりもしておりますので、目配りにはできる状況にあります。そういう状況のもと、今現在、期日前投票所の運営はされておるわけでございますが、そこにまたプラス一つの期日前投票所、移動式になろうかと思うんですが、それをつくるとなると、なかなかそこに選管職員が1名つけていただくと、まだプラス1名の職員を配置していただくとなろうかと思うんですけれども、今、実際、現在2名の体制でやっておりますところに増員という形になりますので、どう考えていただくかわかりませんが、ちょっとその辺の体制が、体制の話ばかりしていますけれども。

一つの移動式投票所をどこかに例えば開設するとしますでしょう。調べてあるのが、浜田市では何箇所かの投票所を閉鎖して、それにかわるものとして移動式投票所をつくられたという経緯、それはあると思うんです。そ

れとプラス、今の千早赤阪村の話では投票率向上のためにやられたというのは、ちょっといきさつというのかきっかけは違うんですけど、実際その2箇所、違うパターンの投票所があります。

橋本市で、例えば千早赤阪村のタイプで、統合の代替案ではなくて、投票率を上げるために移動式投票所をつくったとしたら、そしてどこを回るようにするんかというところも検討していかなだめなことになると思うんです。そうしたら、市内全部を回らんことにはならんと思うので、それらも踏まえてちょっと難しいんじゃないか。そうなったら場所も増えますし日数も増えるというところで、ちょっとそれは難しいものになろうかと思えます。

浜田市のほうでしたら、どこかの投票所を廃止して、そのかわりということになりますので、その辺はスクラップ・アンド・ビルドという観点からは考えていけないかと思えますので、それも踏まえてちょっと今後検討させていただきたいと、そのように思えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。ぜひとも検討していただきたいと思えます。

やはりこれはもう市の方向性といいますか、姿勢が問われているんだと思うんです。やはり選挙というのは民主主義の根幹にかかわることですから、投票率を上げるというのは、やはり我々議員としてもそうですし、当局としても取り組まなアカンことやと思えますので、取り組めることであれば取り組んでいくべきやと思えますので、ぜひともよろしくお願ひして、一つ目は終わりたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、発達につまずきのある子どもの早期発見に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）発達につまずきのある子どもの早期発見についてお答えします。

本市では発達の節目に母子保健法に基づき、乳幼児健康診査である4～5カ月児健診、1歳8カ月児健診、3歳6カ月児健診のほか、10カ月児健康相談を実施しており、保健師が面接や問診等により発達のスクリーニングを行うことにより、発達につまずきがあると思われる子どもの早期発見に努めています。

一方、発達につまずきがあると思われる子どもや、つまずきとまではいかないものの、発達が少しゆっくりであると思われる子どもに対して、のびのび教室の利用を勧奨したり、家庭での環境整備やかかわり方について助言するなどの支援も行っています。

また、今年度より発達相談員を1名増員し、3名による発達相談につなげ、その子どもの発達の状況を科学的に明らかにし、より適切な支援を行えるよう取り組んでいます。

しかしながら、子どもの発達を正しく評価すること、特に社会性に課題があると判断することはとても難しいため、出生からの経過や生活環境、養育状況、所属集団での様子などについて丁寧な聞き取りを行い、関係機関とも連携しながら総合的に判断しています。

本市では昭和63年度から発達相談事業を実施しており、保健師はその当時から積み上げてきた子どもの発達の評価に関するスキルを共有しながら、健診のスクリーニングにあたっています。

おただしの社会性発達評価装置につきましては、平成23年から産学連携により開発がスタートしていますが、現在、実証実験されている段階であり、市として有用性を確認することができないため、導入の予定はありません。

ん。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君、再質問ありますか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）それでは、二つ目の発達につまずきのある子どもの早期発見について、再質問をさせていただきます。

本市では保健師さんのもと、長年にわたって発達相談事業を行っていただいております。ほかの市に比べても手厚くやっていただいておりますと聞いておまして、それはありがたいことだというふうに思います。決してそれを否定するわけではなくて、発達につまずきのあると思われる子どもの早期発見につながる一つのツールとして、この社会性発達評価装置、ゲイズファインダーとありますが、がよいのであれば、本市でも導入すればいいのではないかという考えから今回の質問となったわけなんです。まず、発達につまずきのあると思われる子どもさんかどうかというのは、保健師さんの見解と見立てによって判断することが大きいと思いますが、発達につまずきのあると思われる子どもさんかどうかを判断する保健師さんは、お一人でこれを判断するのか、何人かの保健師さんでその子どもさんを判断するのか、その辺いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）答弁でも申し上げますとおり、4～5カ月児健診、それから10カ月児健康相談、1歳8カ月児健診というふうなプログラムを経てスクリーニングを行っていくわけですけれども、特に1歳8カ月児健診、このときに保健師によります、絵を見せての会話、あるいは保護者の方、お母さんとのヒアリング等々を通して、社会性の発達具合なり言語能力等々を、そういうヒアリングも通じて総合的に判断するというこ

とでございまして、1歳8カ月児健診のときに、あるいはそれ以外の日に別室で、これはセンターの3階の和室でございまして、そこで1人約30分程度の時間をかけまして、保健師が当日5名から6名参加して、こういうふうな健康相談という形で行っている中でスクリーニングを行っております。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。5名から6名で判断していただいているということであれば、そのあたり、いろんな保健師さんの経験度合いも違うと思います。言えば、ベテランの保健師さんからまだ新しい方と、その方のそれぞれのレベルがどうかというふうにも思ったんですが、そのあたりの皆さん方の情報の共有、均等化というのは、その辺はどのようにとられているのかなというふうに少し思ったんで、そのあたりいかがですか。そういう共有と、もう一点そしたら。その保健師さんというのは、今、橋本市に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この発達相談にかかわる母子保健係におきましては、保健師は7名おります。そのうち当日5名から6名がこういう健康相談にかかわります。答弁の中でも申し上げましたとおり、そういうスキルの積み上げ、共有という形で、それぞれ5人、6人で判断するというよりは、基本的には1人がお一人とヒアリングを行いながら、それと、一つ一つの案件ごとの会議といいますか、カンファレンスを行う。それで一定の水準を確保するというふうな取り組みをしております。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）多分、そしたら保健師さん同士の勉強会というか、そういうことをやってしっかりとそのあたりの情報共有とか



もされていると思うんですが、そしたら、今のお答えですと、1人の子どもさんに対して1人の保健師さんが一応担当につくけども、発達につまずきがあるかどうかというふうなことがあれば、そのほかの保健師さんらで討議をするという形になるということによろしいんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい。案件ごとに疑義あるものは共通で、そこで話し合うというふうなことでございます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そういう形でいろんな、もう7人いらっしやって、今まで積み上げてきた経験もおありやと思いますので、相談できる方もいらっしやって、ある程度その判断に対して迷うということはないのかなとは思いますが、やはり客観的に判断できれば、よりその判断に裏づけできるのではないかなというふうに思いました。そういう意味でこの社会性発達評価装置、ゲイズファインダーというのを実際に部長にも見ていただきました。私も見させていただいたというか、体験をさせていただきました。実際にパソコンの画面みたいなものを前に置きまして、乳幼児の方を大人のひざの上に座らせて、映像を約2分間見るだけで社会性の発達度合いを評価できる装置であります。映像のどこを見ているか、見ている人の視線、瞳孔を感知して、それをデータ化するものであります。実際に、聞くのと見るのではちょっと違ったと思いますから、実際にその評価装置を見た感想というのは、部長、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）私も実は拝見いたしました。このご提案の機器の狙いとされているところ、これはその範囲内では当然、

データに基づいた有効性のあるものだというふうには感じました。

ただ、このシステム自体を拝見したときに、まず一つ目に思ったのは、このオペレーションというか操作を行う方、あるいは、今、議員おっしゃられたように、被験者の視点の動きを読んでいろんな画面でこういう動きしてるからこういうふうなことですなというふうな、いわゆる一つの判断というのが難しいのかな、これ、かなりの技術が要るのかなというふうな気持ちです。

それと、実は、答弁の中でも申し上げましたとおり、この社会性の判断というのが、そういう視点の動きだけではなくて、現在、保健師が行っているのはいろんなヒアリング、対面でのお子さんの表情、当然、目の動き、絵なんかも見せても行っております。あるいは、生まれてからの状況等々、総合的に判断してスクリーニングを行うというふうな手順で行ってしております。

さらに申しますと、例えば、4～5カ月児健診、それと10カ月児健康相談を経まして、その中で既にご相談等々ある方については、それなりのデータを結局蓄積してきていると。1歳8カ月児健診の時にそういうスクリーニングを行いまして、そこから実際、発達相談が必要な方については発達相談員につないでいくというふうな、プログラムといいますか、うちの流れがございます。

それと、もう一つは件数でございますけれども、大都市等で時間があまりかけられないという場合であれば、こういうふうな2分の測定、5分の説明というふうに聞きました、こういうふうなことも一定必要であろうかと思いますが、現時点の本市のやり方、プログラムからいいますと、特にここまでは必要はないのかなというふうな感触を持ちました。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）実際にこの装置、使われているところもあります。先ほど部長がおっしゃったように、やはり大阪のほうでまずは実証実験をされました。やはりどちらかというと、人数が、子どもさんの数が多いところで一度やってみようということやったと思うんですが、泉大津市、河南町、太子町、池田市、千早赤阪村なども実際の健診で使われております。ですので、全くこの装置自体の信用性がないというわけでは決してないかなと。ですので、総合的に、先ほど言いましたように、判断されるということでもありますから、その総合的に判断する一つのツールであるというふうに私も思います。ですので、これで全てがわかるということではないというふうに思いますし、先ほどご答弁の中にもありましたように、まだ有用性が確認できないということでありましたが、さらにこれから研究が進んでいくんだと思いますが、その意味で、有用性がこれからどんどん進んでいって、本市としても、今現状は困っていないけれども、また一つ困ってくるようなことがあれば、有用性も確認できれば、こういう装置も使ってみる価値はあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）おっしゃられますとおり、現時点ではそういうふうな印象を受けましたけれども、技術革新等々がございます。また、いろいろな実証実験も重ねられており、データの積み重ねもあると思います。また、医療機器としての登録も視野に入れて取り組まれているやに聞いておりますの

で、今後の技術革新等を見守りながら、あるいは各地方自治体での実績等を注視しながら、その時点で判断したいというふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。

子どもの一生を左右する難しい判断を、保健師さんたちにやっていただいているということでもありますので、それだけ大変なお仕事でもありますし、また、誇りと自信も持ってやっていらっしゃるのでも今現在に至っておると思います。

その中でさらに客観的なデータ化されたものを一つの判断材料とできれば、それが保健師さんのためでもあり、また、子どもたち、また、保護者の方にも有用なものであれば、不安を和らげるものであれば、やはりこれは導入していくべきではないかなというふうにも考えますが、本市ではまだもう少し様子を見ていくということでもありますので、またそのあたりもまた研究をしていただきまして、次につなげていただきたいというふうに思いまして、希望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君の一般質問は終わりました。

この際、2時40分まで休憩いたします。

（午後2時22分 休憩）